被告人を懲役3年に処する。

この裁判が確定した日から5年間その刑の執行を猶予する。

押収してある回転弾倉式けん銃1丁(平成13年押第11号の1),自動装てん式けん銃1丁(前同号の4),自動装てん式けん銃用弾倉1個(前同号の6),実包28発(但し、現状が弾体、薬きょう、装薬に分離されたもの3発分、薬きょう、弾体に分離されたもの23発分及び実包2発。前同号の2のうち弾体添付のもの2発分、前同号の3,5,7ないし11,13ないし17)を没収する。

(罪となるべき事実)

被告人は、法定の除外事由がないのに

第1 平成12年10月14日午前11時35分ころ及び同日午後零時26分ころの2度にわたり、不特定若しくは多数の者の用に供される場所である盛岡市a字bc番地先国道46号線上に駐車した普通乗用自動車内において、所携の回転弾倉式けん銃(平成13年押第11号の1)で弾丸2発を発射し第2 前記日時場所において、前記回転弾倉式けん銃(前同号の1)及びこれに適

第2 前記日時場所において、前記回転弾倉式けん銃(前同号の1)及びこれに適合する実包15発(前同号の2、3、7、13ないし15、18。前同号の2の空薬きょう4個のうち、2個は弾丸が発射されたもの《前同号の18は発射されたもの《前同号の5、2個は鑑定のため装薬が消費され空薬きょうに弾丸が添付されたもの《前同号の7、14、15も同じ。》、前同号の3及び13は弾丸、薬きょう及び装薬に分離されたもの。)並びに自動装てん式けん銃1丁(前同号の4)及びこれに適合する実包15発(前同号の5、8ないし11、16、17。前同号の5、9、11、17は鑑定のため装薬が消費され、空薬きょうに弾丸が添付されたもの。なお、前同号の10のうち、1個は弾丸、薬きょう及び装薬に分離されたもの。)をそれぞれ携帯して所持したものであるが、判示各犯行当時、せん妄状態のため、心神耗弱の状態にあったものである。

(法令の適用)

(弁護人の主張に対する判断)

- 1 弁護人及び被告人は、被告人が、判示各犯行に及んだこと自体は認めるも、本件各犯行当時、被告人は心神喪失の状態にあったから無罪である旨主張するので、以下この点につき判断する。
- 以下この点につき判断する。 2(1) 前掲各証拠によれば、本件各犯行に至るまでの経緯及び犯行後逮捕に至るまでの経過は、以下のとおりである。
- (2) 被告人は、昭和59年ころから糖尿病を発症し、さらにこれが原因で糖尿病性網膜症、糖尿病性腎症、糖尿病性末梢神経障害による両下肢痛等を患っている。平成9年5月にd町に移住した後はさらにその持病を悪化させ、1人で歩行することも困難になり、入退院を繰り返し、平成12年の夏ころからは、いわゆる惚まの症状が見られるようになり、月日や時間を忘れたり、食事を済ませたのに食事をしていないなどと言うことが頻繁にあった。被告人は、同年10月10日、肺水腫のためA泌尿器科クリニックに入院したが、同病院においても、前記と同様の惚け症がためA泌尿器科クリニックに入院したが、同病院においても、前記と同様の惚け症が、大の顔に見える。」などと述べたり、「B組3代目の足を撃ったのはお前だ。」、「C組D組系暴力団の若頭が挨拶に来る。」などという声が聞こえるなどと訴えため、惚けあるいは脳梗塞の可能性につき精密検査を受ける必要があると診断され、同月13日午後、E温泉病院に転院した。同病院の主治医は、被告人に新たな

3(1) 以上のとおり、被告人は、本件各犯行の1,2週間前から急激に幻聴、幻視、人物誤認、記銘記憶障害等の症状を呈するようになり、犯行の数日前からはこれが顕著になり、最終的には被害関係妄想を抱くに至っていることが認められる。そして、これらの被告人の異常な言動の原因については、精神疾患に関する診断基準であるDSM・IVに照らして検討すると、精神分裂病は否定しうるものの、脳梗塞、腎不全、肺水腫を直接の原因とし、糖尿病による全身年齢の老化を準備因子、両下肢痛による不眠と病気による心理的ストレスを促進要因とするせん妄状態(軽度ないし中等度の意識混濁の上に、精神的興奮が加わり、幻覚、妄想、不安、錯覚などが次々と現れる状態)によるものと認められる。

などが次々と現れる状態)によるものと認められる。 (2) このように、被告人は、本件犯行当時、せん妄状態にあり、C組系の暴力団員に襲われるかもしれないという被害関係妄想に端を発して、本件各けん銃を持力は減退していたものと見ざるを得ないが、被告人は、本件各犯行当時、その行動には減退していたものと見ざるを体験したわけではなく、せん妄状態による妄想に完全に支配されていたとまでは認められないと言うべきである。このことは、対し、資際ではないと正しく認識し、発砲の際も人体から狙いをそらしていること、窓に誘導させるよう伝えさせたこと、取り囲んだ警察官らを自分を狙うC組入警察の敵ではないと正しく認識し、発砲の際も人体から狙いをそらしていること、官の説得に応じて自動装てん式けん銃を投棄していること等の行動が、それぞれた自的的なものと評価できることに照らしても明らかであり、被告人には、本名犯行当時において、一応の思考能力は残されていたものと言うべきである。

以上を総合すると、被告人は本件各犯行当時、せん妄状態にあったと認められ、これによる妄想が犯行に至る経緯に影響を与えたと評価はしうるものの、被告人が事理弁識能力及び行動制御能力を完全に喪失していたとまでは言い難く、結局、その責任能力減退の程度は心神耗弱の限度に止まるものと認めるのが相当である。

4 この点,弁護人は,被告人の鑑定留置中の医師への供述や当公判廷の供述によれば,犯行当時の記憶に欠落している部分が多いこと,犯行前後には幻覚や幻視の体験をしていることからして,本件犯行当時,せん妄状態による意識混濁にあり,心神喪失の状態にあったと主張する。

(1) まず、被告人は、当公判廷において、記憶が曖昧である旨繰り返し申し立て、特に2発目の発射の事実については記憶がなく、これについて述べた供述調書は、捜査官が他の証拠から判明している事実を基に被告人の供述内容を推測し、誘導するなどして供述させたものである旨弁解している。

しかしながら、被告人は、同事実につき、警察官の取り調べに対しては、新聞社を呼べという自分の要求が無視されているように感じて苛立ったことが発射の直接の動機であるなどと述べ、他方、検察官の取り調べに対しては、G警察署に行きたいのにこれを阻まれ、手間取っていることに苛立ったためであるなどと述べ、各供述間には整合性がないことが認められるところ、このような供述を捜査官がわざ誘導して録取したとは到底考えられないのであって、2発目の発射の事実それ自体については、被告人に曖昧ながらもそれなりの記憶があったことは否定できないと考えられる。

このように、被告人の供述は、捜査段階におけるものも併せて、大筋において信用できるものである上、現段階での記憶の欠落については、一般にせん妄状態下での行動は、その時点における認識があっても、これを後に想起することは困難とされていることや、逮捕勾留後、鑑定留置を経た本件においては、時間の経過により、被告人の記憶にある程度減退が見られたとしても何ら不自然なことではないとの説明が可能であることからすれば、被告人の本件犯行時及び犯行直後の記憶は、比較的清明に保たれていたと言うべきである。

- (2) また、被告人に幻聴や幻視の体験があったことは前判示のとおりではあるが、その事実自体から直ちに本件犯行が意識混濁下においてなされたことにはなりえないと言うべきである。
- (3) 以上から、弁護人の主張は心神喪失を主張する限りで理由がなく、採用できない。

5 なお、検察官は、判示第2の事実につき、継続犯である所持犯の場合、現実の 所持を開始した時点において責任能力があれば、公訴事実の所持の時点で責任能力 に減弱ないし喪失が見られたとしても、責任能力を肯定すべきであると主張する。

よって、検察官の主張は採用できない。

(量刑の理由)

 の情を示していること、公判中にも、血圧低下のため、一時は安否が危ぶまれる状態に陥り、勾留の執行を停止せざるを得なかったなど、依然として健康状態が悪く、病気の治療が必要であると認められること、既に1年を超えて身柄拘束されていることなど被告人のために斟酌すべき事情が認められるので、今回に限り、刑の執行を猶予することも許されない事案ではないと判断した。

よって、主文のとおり判決する。 平成13年12月26日

盛岡地方裁判所刑事部

裁判長裁判官	須	藤	浩	克
裁判官	/]\	池	明	善
裁判官	菊	池	浩	也